

学校法人高千穂学園 行動計画

本学園に勤務する職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間
2. 内 容

目 標 1 ・育児及び介護に関する諸制度の周知・啓発を行い、休業取得の促進を図る。

< 対策 >

- ・規程集の配布等により、職員に対する関連諸制度の周知を徹底する。
- ・出産や育児を控えた職員、家族の介護が必要な職員に対して諸制度の内容を説明し、休業の取得を含め、安心してて出産・育児・介護を行うことができるよう支援する。
- ・産前産後休暇や育児・介護休業中の職員に対する情報提供を行い、より復職しやすい環境を作る。

目 標 2 ・年次有給休暇取得の促進を図る。
・所定時間外労働の削減を図る。

< 対策 >

- ・平成23年度以降、本学園行動計画において講じてきた対策を継続し、各部門における業務内容や業務分担の分析による効率的・計画的な職務遂行、管理職員による状況把握や分析等を通じて年次有給休暇の取得、所定時間外労働削減の更なる促進を図る。

目 標 3 ・ハラスメント防止に向けた取り組みを実施する。

< 対策 >

- ・規程集の配布等により、職員に対する倫理行動基準及び各種ハラスメントの防止に関する諸制度の周知を徹底する。